

此花区マスコットキャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、此花区民が此花区に愛着と誇りをもち、より親しみやすいまちづくりを推進することと同時に、此花区のPR・魅力発信のため、此花区役所（以下「此花区」という。）が定めた此花区マスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）を此花区各課以外が使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(マスコットに関する権利)

第2条 マスコットに関する一切の権利は、此花区に属する。

(定義)

第3条 この要領において「マスコット」とは、此花区が定めたデザインで、そのキャラクターの愛称は、「このはちゃん」とする。

2 此花区が定めるデザインは、別表にいう「基本デザイン」及び「その他のデザイン」とし、マスコットを使用しようとする者は、デザインを変更することができない。但し此花区が広報目的で変更する場合はこの限りではない。

(使用承認の申請)

第4条 マスコットを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ此花区マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）を此花区長（以下「区長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体（大阪市を含む。）その他これらに準ずる機関が、広報その他これに準ずる業務の目的で使用する時。
- (2) 法令に基づき委嘱又は任命された者で構成される委員・関係団体が、その活動にかかる周知およびその他広報を目的として使用する時。
- (3) 区が主催する事業に協賛する団体が広報の目的で使用する時。

(使用承認)

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。

- (1) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき。
 - (2) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用される恐れがあるとき。
 - (3) 特定の個人または団体等の売名に利用される恐れがあるとき。
 - (4) 区およびマスコットの信用又は品位を害するとき。
 - (5) 営利を目的とするとき。ただし、大阪市内に事業所等をもつ事業者等で、当該利用が此花区の広報に寄与すると区長が認め承認した場合を除く。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、区長がマスコットの使用を不適切と認める時。
- 2 区長は、前条の規定による申請に基づき使用承認した場合、此花区マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知し、不適切と判断した場合、使用承認の不可についてその理由を明記した書面により申請者に通知する。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 第5条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）承認された内容の範囲内で使用をすること。
- （2）当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、完成品の提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- （3）第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- （4）定められた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- （5）マスコットを自己のものとして、商標または意匠に使用しないこと。

（承認内容の変更等）

第8条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ、此花区マスコットキャラクター使用変更申請書（様式第3号）を区長に提出し、区長の承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する、此花区マスコットキャラクター使用変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、此花区マスコットキャラクター使用変更承認書（様式第4号）を交付する。

（使用承認の取消）

第9条 区長は、マスコットの使用が、この要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取り消しは、使用取り消しの理由を明記した書面により通知する。
- 3 区長は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（権利設定の禁止）

第10条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（利用の非独占性等）

第11条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について此花区が推奨を行うものではない。

（損失補償等の責任）

第12条 此花区は、マスコットの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、マスコットを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、此花区に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、マスコットの使用に際して故意又は過失により此花区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を此花区に賠償しなければならない。

(補則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、マスコットの取扱について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

(基本デザイン)



(その他デザイン)



此花区マスコットキャラクター
このはちゃん



此花区マスコットキャラクター
このはちゃん



此花区マスコットキャラクター
このはちゃん



此花区マスコットキャラクター
このはちゃん



此花区マスコットキャラクター
このはちゃん



此花区マスコットキャラクター
このはちゃん



此花区マスコットキャラクター
このはちゃん



此花区マスコットキャラクター
このはちゃん



此花区マスコットキャラクター
このはちゃん



此花区マスコットキャラクター
このはちゃん



此花区マスコットキャラクター
このはちゃん



此花区マスコットキャラクター
このはちゃん

(様式第 1 号)

此花区マスコットキャラクター使用承認申請書

令和 年 月 日

大阪市此花区長

申請者 住 所
氏 名
(団体の場合は団体名
及び代表者名)

此花区マスコットキャラクターを次のとおり使用したいので、使用申請します。

なお、申請にあたり下記注意事項を確認し、使用の際はこれを遵守します。また、キャラクター使用において発生した損失について、貴区役所に補償等の要求はしません。

使用目的 (事 業)	
使用形態	
使用期間	

[注意事項]

- (1) 当区が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- (2) 使用承認を受けた用途のみ使用すること
- (3) 使用終了後に、当該使用に係る物件の完成品を区長に提出すること
- (4) 申請者は、上記に掲載するものを含め、此花区マスコットキャラクター「このはちゃん」に関して、意匠登録及び知的財産権の設定、その他、此花区マスコットキャラクターを使用しようとする者から実質的に使用の対価を取るなど、此花区マスコットキャラクターの使用に制限を加える行為は一切行わないこと

(様式第 2 号)

此花区マスコットキャラクター使用承認通知書

大 此 政 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市此花区長

令和 年 月 日付けで申請のありました此花区マスコットキャラクターの使用について、
下記の条件を付して承認します。

使用目的 (事 業)	
使用形態	
使用期間	

[注意事項]

- (1) 当区が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- (2) 使用承認を受けた用途のみ使用すること
- (3) 使用終了後に、当該使用に係る物件の完成品を区長に提出すること
- (4) 申請者は、上記に掲載するものを含め、此花区マスコットキャラクター「このはちゃん」に関して、意匠登録及び知的財産権の設定、その他、此花区マスコットキャラクターを使用しようとする者から実質的に使用の対価を取るなど、此花区マスコットキャラクターの使用に制限を加える行為は一切行わないこと

(様式第 3 号)

此花区マスコットキャラクター使用変更申請書

令和 年 月 日

大阪市此花区長

申請者 住 所
氏 名
(団体の場合は団体名
及び代表者名)

令和 年 月 日付 大此政第 号にて承認を受けた、此花区マスコットキャラクターの使用承認の内容について、次のとおり変更したいので、申請します。

変更項目	変更前	変更後
☐ 申請者住所		
☐ 申請者氏名		
☐ 使用目的		
☐ 使用形態		
☐ 使用期間		

(様式第 4 号)

此花区マスコットキャラクター使用変更承認書

大 此 政 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市此花区長

令和 年 月 日付けで申請のありました、此花区マスコットキャラクターの使用変更について、次のとおり承認します。

変更項目	変更前	変更後
☐ 申請者住所		
☐ 申請者氏名		
☐ 使用目的		
☐ 使用形態		
☐ 使用期間		